



明日を生きるための  
**若者気候訴訟**  
Youth Climate Case Japan

**NEWS  
LETTER**

ニュースレター

No.02 | 2024年10月15日

## 若者気候訴訟 はじめての弁論期日

若者気候訴訟の提訴から、早くも2か月が経ちます。この間、多くのご支援の声をいただき、また、各メディアにも取り上げていただきました。あらためて感謝申し上げます。

10月24日(木)14時から、若者気候訴訟はじめての口頭弁論期日が、名古屋地方裁判所で開かれます。この第1回期日では、原告が意見陳述を、弁護団が訴状要旨の陳述を、それぞれ行います。気候変動の被害や、被告ら電気事業者の事業の問題点について、裁判官に直接語りかける初めての機会です。

裁判官には、気候危機の問題とこの裁判に、多くの方々に関心を寄せていることをぜひ伝えたいと考えています。そのためにも、傍聴席を満席にして、原告の若者たちの応援をよろしくお願いします！



第1回期日報告会  
オンライン (Zoom) 参加登録  
※会場参加の場合は申込不要です。

### 【第1回口頭弁論期日】

日時: 2024年10月24日(木) 14:00~

場所: 名古屋地方裁判所 第2号法廷

定員: 100名程度 (満員の場合、抽選)

参加方法: 傍聴に参加くださる方は、13:30に名古屋地方裁判所の正面玄関前にお集まりください。

### 【期日報告会】

日時: 2024年10月24日(木) 16:00~18:00

※第1回口頭弁論期日の終了時間に合わせ、時間を変更する場合があります。

場所: アレックスビル (名古屋市中区丸の内一丁目4番12号) & ウェビナー配信

申込み: ウェビナー参加のみ要事前申込み

申込先: 左下に記載のQRコードからお申し込みください。

時刻	内容
13:30~	入廷行動
14:00~	第1回口頭弁論期日 ・原告による意見陳述 ・弁護団による訴状要旨の陳述
16:00~	期日報告会開始

## 若者気候訴訟ホームページを ご覧ください！

若者気候訴訟のホームページを開設しました。若者気候訴訟の意義や、各原告のメッセージ、裁判に提出した文書を順次掲載します。また、期日や関連するイベントなどのスケジュールも掲載していますので、ぜひご覧ください！

<https://youth4cj.jp>



### イベント案内

## クール・クライメートあいち勉強会

若者気候訴訟の概要やポイントを整理し、世界の気候訴訟の状況を確認しながら、この訴訟の意義を学びます。

日時: 12月14日(土) 10:00~12:00

会場: 労働会館本館2階 (名古屋市中区熱田区沢下町9番3号)  
& オンライン

参加費: 無料

詳細は後日クール・クライメートあいちのSNS等で告知します。

## 私たちが訴えること——原告たちの声を紹介します



原告  
佐藤愛晴さん

私は大学入学を機に福島に住んでいますが、地元は山形です。山形など東北は米づくりが盛んですが、今年は猛暑によるお米の価格高騰が起きています。また、お米が白濁化し、見た目に少し白がかったようなお米になってしまいました。品質には問題はないのです

が、日本の消費者は見た目を重視するところがあるので、農業を営む方たちにも気候変動の影響が出ています。

山形では、皆さんの記憶にも新しいと思いますが、今年の7月に線状降水帯が発生し、激しい雨に見舞われました。とりわけ村山、庄内、最上地方では、川が氾濫し洪水などが起こりました。地元の友人の話によると、私が住んでいた地域でも一時停電になり、町なかが洪水の状態になってし

私は福岡に住んでいる大学3年生です。出身の太宰府市は、内陸のため、福岡市内よりも2℃ほど気温が高くなります。今年は本当に暑い夏で、最高気温が35℃以上の猛暑日が連続40日という最長記録を更新しました。猛暑日の合計は年間62日にもなり、これも最多記録を更新しました。1年間のうち6分の1以上が35℃以上だったのです。

今夏、ほとんどの人が気候危機を実感したと思います。私たち若者世代も、子どもの頃を思い出してほしいのです。こんなに暑かったでしょうか。私たちが気候危機を止めなかったら、これから生まれてくる子どもたちはどうなるのでしょうか。おじいちゃん、おばあちゃんも、何人も熱中症で倒れています。僕は自分のこれからの大きな不安を抱えています。

私が中学2年生の時の2017年、福岡県の南東部、朝倉地域を恐ろしい豪雨が襲いました。大量の木がなぎ倒され、流木が川を埋め尽くしました。高校にその朝倉から通っている同級生がいました。豪雨の時には、自宅が浸水し、流木が流れ、橋も流されたそうです。その頃からこの地域には毎年のように線状降水帯が発生して被害を与え、地域の復旧を妨げています。

私にとって忘れられない言葉は、「あの時ならまだ間に合っていなかったのに、なぜ、止めてくれなかったの。」と

まい、外に出ることはもちろん、家の中でも安心できる状況ではなかったそうです。

山形県は高齢者の割合が多いため、お年寄りが避難するには周りの助けが必要になります。けれども、このような大雨ではそのことを考える余裕もありません。孤立してしまった集落も多く、その救助に向かった20代の警察官二人の尊い命が失われてしまいました。このように大人が招いた気候変動により、未来ある尊い命が奪われました。

異常気象をもたらしている温暖化にストップをかけなければいけないのです。気候危機を止めるために自分自身が動いて、国や火力発電所に対して声をあげていけたらと思い、この裁判に参加しました。

まだ日本では、気候変動についての裁判は多くありません。気候変動を止めようとする社会の動きも強くないように思います。私たち若者が声をあげ、さきがけとなって裁判を進めて、人々が気候変動を自分ごととして考えるようになるように、社会を変えていけたらと思っています。

いう、グレタ・トゥーンベリさんの言葉です。私と同年の彼女の話聞いたことが、私が気候変動の活動に取り組みきっかけとなりました。私も、自分の子どもたちに、「あの時なら間に合ったのに」と言われたら、正直、返す言葉がないと感じました。

海の向こうでは子どもたちが学校を休んでまで動き出しているのに、傍観者でありたくありません。それで、この訴訟に参加しました。

これまで、司法に対するアプローチは少なかったと思います。8月に韓国ですばらしい判決がありました。政府が掲げる気候対策は不十分、国民の権利を守っていないのは憲法違反という判決で、すごく勇気をもらいました。日本でも、若者が政府や企業に訴訟を起こし、裁判所を動かすことで、これまでの取組みでできなかったような風穴を開けることができるのではないかと考えています。



原告  
高田陽平さん